

生活支援サービス重要事項説明書

1. 生活支援サービス提供事業者

事業者の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先		
事業者の名称	フリガナ ソンボケアカブシキガイシャ	
	SOMPOケア株式会社	
事業者の所在地	〒 140-0002 (本社) 東京都品川区東品川四丁目12番8号	
事業者の連絡先	電話番号	03-6455-8560
	FAX番号	03-5783-4170
	ホームページアドレス	https://www.sompocare.com/
事業者の代表者名	代表取締役 鷺見 隆充	

2. 住宅事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先			
事業主体の名称	フリガナ ソンボケアカブシキガイシャ		
	SOMPOケア株式会社		
事業主体の主たる事務所の所在地	〒 140-0002 東京都品川区東品川四丁目12番8号		
事業主体の連絡先	電話番号	03-6455-8560 (本社)	
	FAX番号	03-5783-4170 (本社)	
	ホームページアドレス	なし	
		あり	https://www.sompocare.com/
事業主体の代表者の氏名及び職名	氏名	鷺見 隆充	
	職名	代表取締役	
事業主体が行っている主な事業等	有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホームの運営、居宅サービス事業		

3. 住宅概要

住宅の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先		
住宅の名称	フリガナ ソンボノイエエスフチュウミナミチョウ	
	そんぼの家S府中南町	
住宅の所在地	(〒183-0026) 東京都府中市南町1丁目48-10	
住宅の連絡先	電話番号	042-354-2655
	FAX番号	042-354-2656
	ホームページアドレス	https://www.sompocare.com/
住宅の管理者名		
住宅の開設年月日	2012年9月1日	
居住の契約方式	普通賃貸借契約	

生活支援サービスに関する方針等

住宅で対応できる医療的ケアの内容

生活支援サービスの内容（入居者様全員が受けるサービスです。）

上記以外の生活支援サービス等（オプションサービス）
（本住宅では以下のサービスを入居者様に選択していただくことができます。なお、入居者様の希望により、他のサービス事業者を利用することもできます。）

サービスの種類	料金	(提供内容・方法・提供者)
食事の提供サービス	56,376円/月(税込)	食費は月単位での請求 ※左記月額は3食セット(30日の場合)の料金 月額:3食セットの場合1,879円/日(税込) 昼・夕食セットの場合、1,490円/日(税込) 朝食のみの場合、572円/食(税込) 昼食のみの場合、858円/食(税込) 夕食のみの場合、803円/食(税込) ※軽減税率については、別途利用契約書をご参照ください。 【委託先・提供者】SOMPOケアフーズ株式会社

医療連携の内容

協力医療機関	1	名称	
		住所	
		診療科目	
		協力内容	
協力医療機関	2	名称	
		住所	
		診療科目	
		協力内容	
協力歯科医療機関		名称	
		住所	
		協力内容	

5. 月額利用料の請求及び支払方法

請求方法

【生活支援サービス】翌月分の債務を請求。月の途中に入居、退去の場合、生活支援サービス費（オプションサービスの利用料金を除く。）については、日割り計算をする。日割り計算の方法は、生活支援サービス費から1か月を31日として日割り計算した額とする。ただし、1円未満の端数は四捨五入とする。

【オプションサービス】利用状況に合わせた毎月月末締めた金額を請求。

支払方法

【生活支援サービス】指定の金融機関の口座から毎月27日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に引き落としを行う。

【オプションサービス】指定の金融機関の口座から毎月27日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に引き落としを行う。

6. 生活支援サービス利用者からの苦情に対応する窓口等の状況

利用者からの苦情に対応する窓口等の状況

窓口の名称		お客様相談窓口	
電話番号		0120-65-1192	
対応している時間		平日	9時00分～18時00分
		土曜	時 分～ 時 分
		日曜	時 分～ 時 分
		祝日	時 分～ 時 分
	定休日	土日祝、年末年始は定休日	
	留意事項		

サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応

具体的な対応

事業者は、生活支援サービス提供にあたって、事業者の故意・過失により、または本契約に違反して、入居者に損害が発生した場合は、入居者に対して、相当因果関係のある範囲で損害の賠償を行う。ただし、入居者に故意または過失がある場合には、賠償額を減ずるものとする。

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況

1 あり	実施日	
	結果の開示	1 あり 2 なし
2 なし		

7. 生活支援サービス利用に当たっての留意事項

外出・帰宅・訪問等	
住宅正面玄関は、オートロックとなっております。 長期外泊時は、生活支援サービススタッフへご連絡下さい。	
共用施設の利用について	
特別浴室	居室の浴室が利用不可能な、重度の介助が必要な場合に利用できる浴室です。
食堂	食事サービスの提供やアクティビティサービスや談話など、自由にお使いいただけます。
ゴミ処理について	
日時の指定なくゴミ置き場をお使いいただけます。	
状況確認と生活相談について	
状況確認として、食事に来ない利用者への状況確認の実施しています。 日中は1F事務所にて生活相談が随時可能。	

8. 契約の解除内容等

入居者からの解約		
1 入居者は、事業者に対して、事業者の定める書面をもって、少なくとも30日前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。 2 前項の規定にかかわらず、入居者は、事業者所定の解約届提出の日から1か月分の生活支援サービス費を事業者に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1か月を経過する日までの間、随時に本契約を解約することができます。		
契約解約時の連絡先	名称	そんぼの家S府中南町
	電話番号	042-354-2655
事業者からの解除		
事業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、入居者に対し、居室の明渡しを通告し、本契約を解除することができる。 (1) 入居時の提出書類に虚偽の事項を記載し、または虚偽の資料を提出し、その他不正の手段を用いて入居したとき (2) 生活支援サービス利用料契約書【表題部】(4)「生活支援サービスの種類および費用」記載の生活支援サービス費、その他これに準じる事業者に対する支払を2か月以上遅延し、または、正当な理由なくしばしば遅延し、事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず支払わなかったとき (3) 入居者の行動が、他の入居者または職員の身体・生命・精神に危害を及ぼし、または、その危害の切迫したおそれがあり、かつ、サービス付き高齢者向け住宅における通常のサービス提供ではこれを防止することができないとき (4) その他、入居者、身元保証人、入居者の家族その他の入居者の関係者が、事業者、職員、他の入居者等に対して社会通念上許容できないような行為を行う等、事業者との信頼関係を破壊する行為があり、本契約を継続することが困難と認められるとき		

9. 損害賠償責任保険の内容

損害賠償責任保険の加入状況	
☒ 有	無 (損害保険ジャパン株式会社)

住所 _____

